

# 平安京と四神相応

井上 満郎

## 1. はじめに

日本古代の宮都が、いかなる原理によってその場所に建設されたかは、多くの宮都についてそれを明らかにすることができない。古代宮都はおおよそ六十箇所ほどが確認されるが、それらにはしかし必ず何らかの基準点があったはずであり、その基準点は何らかの原理によって選定・決定されたはずである。何の原理もなしにただ無差別にある地域を大地一般から切り取って、そこに宮都を定めるなどということとはできない。

平安京にかぎらず、日本古代宮都は四神相応の条件のととのった場所を選定し、そこに建設されたという説がある。この考えが正しいとすれば、周囲の地理的環境がそこに宮都を建設させたということになる。四神に対応して想定される現実の地理的環境は、たとえ漠然としたものであったとしても、その思想を適用することによって宮都は建設されるわけだから、四神相応思想は日本古代宮都に決定的な影響を与えたということになる。

## 2. 四神相応とは何か

四神相応思想は、風水思想の一部分をなす。この分野の先駆的研究者である牧尾良海氏はこれについて、

風水思想では、大地の起伏の千形万様なるを龍に擬し、この龍身に従って陰陽の生氣が感応流行する脈絡を《龍脈》と名付ける。この龍脈の中で最も生氣が集中しているところを《穴》と言いこの穴の周囲の大地の形勢を《砂》と言う。穴と砂とによって構成される小界を《局》と呼び陰宅・陽基何れの場合も、この局の善悪によってその穴を占居する死者もしくは生者の未来永々にわたる吉凶禍福が決定せられると考えられていた。と述べられ、風水思想の原理について指摘されている。すなわち、この思想の根本は、「葬は生氣に乗じる也」から始まる郭璞「葬経」<sup>(注2)</sup>に見えている記載を手がかりに渡辺欣雄氏が整理されているように、第一に「人間生活のうえで生理的、心理的に満足のいくような環境条件を発見する方法であり、またその環境条件をいう」もので、第二に「それにあわせて人間生活の空間もまた整えなければならない」もので、第三に「理想的な造形空間」と

して「『殺気』を防ぐ配置・秩序や装置をそなえた空間」が創出されるものであった。<sup>(注3)</sup>すなわち、ただ思想として認識論の対象になるばかりでなく、現実の生活を改善し、理想的な空間を死者にも生者にも提供する理論であるということになる。これをオランダのシノロジストであるヨハン・ヤコブ・マリア・デ・ホロートの言を借りれば、風水とは「<sup>(注4)</sup>準科学的な組織であり、死者や神霊や生者が、自然の好適な影響のもとに、専らもしくは能うかぎり永く、そこに落ち着くことができるようにするために、墓とか寺院や居宅をどこにどの様に造るべきかを人々に教示するものと想像されている組織」ということになる。

したがって、風水思想とは、生気を養い、またそこから流出しないようにし、その養われた空間に墓や寺院・居宅をどのようにして建設するかという、きわめて現実的な、いわばマニュアルの側面を持つことになる。

この時に問題になるのが四神相応という思想である。生氣という人間の目に見えない存在を視覚的に認識する際の指標として四方に四神が備わっているか、つまりは四神に相当する地形がある局の四方に存在するかどうか判断されることになる。前掲「葬経」には風水の根本を、「気は風に乗じて則ち散り、水に界せられて則ち止る。」と述べているが、この「気」はむろん目視できるものではなく、これを四神に対応する特殊具体的な地形に見立てて認識する以外にない。すなわち「或る穴の四方の山岡流泉沼沢等を東蒼竜・西白虎・南朱雀・北玄武に見立て、その形・勢が風水の理法に叶えば之れを四神相応の吉祥の地とする」<sup>(注5)</sup>のである。四神が整えば風水思想に合致するとは言えないにしても、四神に相応する地形は風水思想における「気」を貯え、止どめる必須の要件であったことだけは疑いないことになる。

風水思想の対象となるのは、陰宅と陽基(陽宅)である。地上に実際に構築物として建設されるものについて対象となるわけで、死者の住居である墓などの陰宅と、生者の住居である宮殿・住宅などの陽基(陽宅)が、この思想に基づいて平和と幸福とを希求するかぎり、風水原理を基礎として設計されねばならないことになる。

### 3. 日本の陰宅風水

このうち、陰宅風水についてはすでにその存在が指摘されている。八世紀前半の墳墓を分析対象とされた斎藤 忠氏は、「立地の形式に、中国から伝った陰陽道の思想があっ」たし、「特に墓地の方面に重きがおかれた」とされた。<sup>(注6)</sup>また、前方後円墳が風水思想に基づくカタチではないかという松本清張氏の説を受けて、風水研究に画期的な業績を示されている渡辺欣雄氏は「『前方後円墳』にみえるいくつかの墳墓は、事実<風水>によって製作立案されたのではないかと考えられる根拠がある」とまで言っておられる。<sup>(注7)</sup>これらの指摘によ

れば、風水思想はすでに古墳時代には日本に伝来していたことになり、大和政権における対外交渉によってもたらされた文化ということになる。前方後円墳は一定の権力をもって全国各地に強制されたことが主張されているから、たとえ渡辺氏のようにその中の「いくつかの墳墓」と限定しても、そこに風水思想が影響しているとする以上、それは大和政権側からの強制的な伝播であったということになる。つまりは前方後円墳の成立する四世紀頃の大和政権時代には、風水思想は中国から日本に伝わっており、少なくとも陰宅にはその影響がもたらされていたということになり、日本において都城制に基づく宮都が建設されるはるか以前より、陰宅風水は実行されていたということにならざるを得ない。風水思想の一部をなす本稿の課題である四神相応という思想についても、したがって前方後円墳時代から伝来していたことになるが、この点についてここで概観しておかねばならない。

陰宅風水において、ともすれば主観的になる古墳の築造された地形四周の考察についてはここでは除外し、四神の図形が描かれた古墳に限定したく思うが、すでに四神を図形として持つ古墳は高句麗などに見られる。これを分析された有光教一氏は、九州各地に知られるいわゆる装飾古墳にはいっさい四神とおぼしき図形はないが、高松塚古墳についてその「石室の壁画を四神図中心」とされている。<sup>(注9)</sup>日本においては、キトラ古墳壁画などと合わせ考えて、七世紀後半から八世紀初頭には四神図が陰宅にその構築物の一部分として用いられていることは明らかであろう。四神図の源流と展開を詳細に分析された和田 萃氏は、「キトラ古墳と高松塚古墳の壁画にみえる四神図は、高句麗壁画の系譜を引くもの」で、作者を「高句麗系の渡来氏族」出身である黄文連本実と推定されている。<sup>(注10)</sup>また、東アジアの装飾墓を詳細に検討された町田 章氏は、「高松塚古墳は百済で成立した墳墓構造を基調とし、その上に七世紀後半の中国において普遍化していた絵画を付加した」ものとされるが、<sup>(注11)</sup>いずれにしても陰宅において、少なくとも絵画として四神が日本に受容されたのは七世紀後半・八世紀初頭ということになる。

四神の陰宅への利用については、他にも資料をあげることができる。

この点に関して、まず検討しておかねばならないのは、聖徳太子のことである。「徒然草」第六段を手がかりにした渡辺欣雄氏に、「遅くとも六世紀には中国から風水思想が伝来していたはず」と推測される意見があるからである。<sup>(注12)</sup>ちなみにその部分の「徒然草」は以下のよう<sup>(注12)</sup>に記されている。

(前略)前中書王、九条太政大臣、花園左大臣、みな御族絶えむことを願ひ給へり。(中略)聖徳太子の御墓をかねて築かせ給ひけるにも、「こゝを切れ。かしこを断て。子孫あらせじと思ふなり」と侍けるとかや。

というもので、これをもって上のように主張される。「徒然草」は十四世紀前半に成立した

作品で、もしこの記載によるとしても、風水思想が十四世紀頃には存在していたということが証明できるのみで、聖徳太子の在世時代の飛鳥時代にまでその受容をさかのぼれるわけではない。しかもこの記載は十世紀頃に編纂された「聖徳太子伝暦」推古天皇二十六年十二月条の、

太子命駕、科長墓処監造墓者、直入墓内、四望謂左右曰、此处必断、彼処必切、欲令応絶子孫之後、

という文章を下敷きにしたものであることは明白で、「徒然草」第六段はオリジナルではなく、風水思想伝来を論じる史料にはならないのだが、「聖徳太子伝暦」を材料にしたとしてもそれでもこの史料からさかのぼれるのは平安時代までであり、飛鳥時代にまで及ぼすことはできない。

僧勝道の、その日光二荒山建立についてたたえた空海はその地を、

山之為状也、東西龍臥、弥望無極、南北虎踞、棲息有興、

と述べている。<sup>(注13)</sup>陰宅に関するものではないが、この地形・地理を観察するときに東西を龍、南北を虎に対比しており、四神相應の思想に立っていない。空海ほどの人物が風水思想なり四神相應思想なりを知らなかったとは考えられないから、地形・地理を見るのに四神相應という概念があまり強くなかったことを示すものであろう。しかも「虎が蹲踞するとき」は「不吉の相」であるから、<sup>(注14)</sup>空海においてはいっそう四神相應思想が軽微なものであったことが理解される。

明白なかたちで風水思想および四神思想を述べたものに、寛弘二年の木幡寺鐘銘がある。<sup>(注15)</sup>文章は希代の碩学である大江匡衡が起草したもので、そこでその地形を述べており、

木幡山者、左青竜、右白虎、前朱雀、後玄武之勝地也。四方似城、百里不絶。元慶太政大臣昭宣公、相地之宜、永为一門埋骨之处。爾来氏族弥広、子孫繁昌、帝后必出於此門、王侯相将濟々焉。

と記している。つまり今も藤原氏の墓所が点在する木幡の地は、<sup>(注16)</sup>「元慶太政大臣昭宣公」こと藤原基経が、ここを藤原氏「一門埋骨」の墓所と定めたというのである。そして、その時の理由は「左青龍、右白虎、前朱雀、後玄武」という四神が相應の地形で吉祥地だったからで、それがために「氏族弥広、子孫繁昌」し、「帝后」が多く藤原一族から出、また「王侯」も多く出たという。一族の墓地に四神が相應し、この地に塞ぎ止められた生気が一族に繁栄をもたらしたということになる。まさに風水思想に合致した地形なのであり、それがゆえに子孫にまでその生気がおよび、繁栄をもたらしたという思想は、明らかに四神相應思想に基づいて墓所が選定されたことを示し、陰宅風水の存在を確認することができる。

ただ、この「昭宣公」時代である九世紀後半頃に四神相應の思想があつて、それが実際

に墓所の選定に原理として使用されたのかということになると、不明というほかない。この鐘銘が作成された十一世紀初頭には陰宅に四神相応思想が適用されていたことを示すのみで、基経の時代からそうであったとは、ただちには決めることはできないのである。ここでは、大雑把にいて平安時代には四神相応思想が、陰宅については適用されていたとするのみにとどめておきたい。

#### 4. 古代宮都と四神相応

宮都は、あらかじめ、そこ決められた特定の場所に、都市計画を実施設計してはじめて成立する。したがって、何よりも先に「風水思想に基づく吉祥地選定の術<sup>(注17)</sup>」である「相地」がほどこされ、宮都がそこ決定されることになる。もし風水思想がそこに適用されていれば、この時に四神相応という環境がそこに存在するかどうかを判断するわけで、さらにいえば四神相応の環境がととのっている故に、そこに宮都は建設されうることになる。

ところで、かなり後年のことだが、嘉禄元年十月、將軍藤原頼経の鎌倉幕府御所の新設が問題となり、法華堂下地と若宮大路が候補となったとき、まず「地相人」金浄法師がその候補地について「右大将家法華堂下御所地、四神相応最上地也。」と答申した。しかし結局は第二候補であった若宮大路が「西者大道南行、東有河、北有鶴岳、南湛海水可准池沼」という「四神相応勝地<sup>(注18)</sup>」であるとして、新御所の建設地と決まった。あらかじめ候補と決まった地があったにせよ、そのどちらを選択するかに際して四神相応という環境が重要な決定要素となっている。幕府御所の地の選定について、四神相応思想が決定的な役割を果たしたことが明らかであるが、古代宮都についてもこのような風水思想、四神相応の影響があるものだろうか。

古代宮都の四神相応について牧尾良海氏は「陽基特に都邑造りの場合には四神相応の勝境を選んで四神の守護を希念する考えが七世紀後半あたりからひろく行なわれていた」とされるが、古代宮都がその影響を受けたとされるのは、平城京の例である。すなわち、平城京遷都詔に記されているなかの

方今平城之地、四禽叶図、三山為鎮、龜筮並従、宜建都邑、  
の部分である。①「四禽叶図」、「四禽」が「図」の定めにて叶っており、②「三山為鎮」、取り巻く「三山」が周囲を守っており、③「龜筮並従」、龜トも筮占もその地を善と判断した、の三部分から成る。この三点がととのったために、「都邑」を営むことになったというわけである。この「四禽」は四神のことで、したがって、風水思想の重要な部分をなす四神相応思想が根本にあって平城京は設計されたということになる。ただし「三山」が具体的に

「東の春日、北の奈良、西の生駒の山々を指す」<sup>(注22)</sup>ものかどうかは、軽々には決められないと思う。普通漢籍で「三山」といえば蓬萊・方丈・瀛州の三山(三神山)<sup>(注23)</sup>をいい、風水思想とは関係しない。

さらに重要なのは、この平城京遷都詔はその全体の多くが「隋書」高祖紀をモデルにしていることである。<sup>(注24)</sup>たしかに四神相応を述べた①から③までの詔の部分そのものはこの平城京遷都詔のオリジナルだが、「卜食相土、宣建都邑」など多くが「隋書」に基づいて、詳細な対比はここではしないが、そうであるかぎりこの四神思想を標榜した部分も「隋書」の引き写しではないかと疑ってみる必要がある。したがって、この平城京遷都詔のみを根拠に、平城京が四神相応を基礎として奈良盆地に設定されたとすることはできない。

実際、その他の古代宮都に風水思想なり、四神相応思想なりが影響したという明確な例を見いだすことはできない。<sup>(注25)</sup>そもそも宮都建設の原理までを記した史料そのものが少ないのだが、普通、風水思想が宮都建設に影響を及ぼした例として引用されるのは、「日本書紀」天武天皇紀の「陰陽師」を「畿内」に派遣して「応都之地」を「視占」させたというものである。<sup>(注26)</sup>しかし、ここにも四神相応のことは史料文から読み取ることはできず、ほかの天武天皇紀のいくつかの宮都建設に関する史料にも同様に四神相応を示すものはない。<sup>(注27)</sup>

## 5. 平安京と四神相応

延暦十三年正月、桓武天皇は「大納言藤原小黒丸・参議左大弁紀古佐美・大僧都玄慶をつかはして」、「賀殿郡宇多の村」を視察させ、この視察団の「此地の体を見るに、左青龍・右白虎・前朱雀・後玄武、四神相応の地也。尤帝都を定むるにたれり。」という答申を得て平安京の地が決定されたという。<sup>(注28)</sup>この「平家物語」の記載が正しく歴史的事実を伝えたものだとすれば、藤原小黒丸(小黒麻呂)・紀古佐美・玄慶(賢璟)たちの賀殿郡(葛野郡)視察によって、そこが四神相応地であったために平安京の地と決定されたということになり、平安京の地の選定の際に、風水思想に基づく四神相応思想は、決定的な意味を持ったということになる。

ところで、平安京が周囲に必要な地形条件を備えた四神相応地だという説は、誰が称したものか。この時に問題にされるのは「北に船岡山、東に鴨川、西に山陽、山陰道、南に巨椋池があるという四神相応の地」<sup>(注29)</sup>をなす地理環境であるが、これらの具体的な地形をあてるのは本来の風水思想とは異なる「異質な四神相応思想」であって、そして黄永融氏が主張されるように「この異質な四神相応の源流を追究すれば、最初の出所」は、安倍晴明の「篋篋内伝」<sup>(注30)</sup>である。すなわちそこには「東有流水曰青龍、南有沢畔曰朱雀、西有大道白虎、北有高山曰玄武」<sup>(注31)</sup>とあり、四神が特殊具体的な地形に対応している。「平家物語」の

四神はこうした具体化された四神地形が想定されており、「簠簋内伝」と同じ思想が参照されていることになる。つまりは平安京の地の選定当時の知識ではないのである。後世に、安倍晴明に仮託された「簠簋内伝」などと同じ根拠によったものであって、したがって平安京建設の当時に四神を地形に対応させるという方法論はなかったのであり、少なくともこの史料を根拠として平安京が四神相応地だったからそこに定められたと主張するのは間違いである。「平家物語」成立時代の中世に四神相応思想が存在したといえるのみで、平安京建設当時にまでこれを及ぼすことはできない。

他ならない平安京遷都詔には、「葛野乃大宮地者、山川毛麗久、四方国乃百姓乃参出来毛(注32)便」、あるいは「此国山河襟帯、自然作城(注33)」とあるが、詔史料文の残存度に問題はあっても、これらのどこにも四神相応思想をうかがうことはできないのである。

それならばいったいどうして、こうした四神相応地だから平安京はそこに営まれたのだという観念が育まれたのだろうか。それは僧侶の賢璟が相地に参加していたからである。

平安京の造営は、岸俊男氏も言われるように「順調に進捗した」のであるが、最初(注34)の作業である「相地」は延暦十二年正月のことであった。この時、「大納言藤原小黒麻呂、左大弁紀古佐美等」が、「山背国葛野郡宇太村之地」を「相」(注35)した。別の史料には「勅憬見新都平安城地」とも、また「大納言藤原小黒麻呂、参議左大弁紀古佐美並大僧都賢璟等、令相都遷之地」ともあつて、この時の視察には僧侶の賢璟が同行していたことはほぼ疑いない。そして、この賢璟が桓武天皇のブレンであったのも事実だが、そして「相地」が使命であったこともまた事実だが、その使命の内容に四神相応かどうかを判断し、然るべきときは遷都可、然るべからざるときは不可と答申しえたかどうかは決めることができない。むしろ史料文中からはそれはうかがえず、たとえ相地に関与したとしてもそれは、既にそれと決められた地の地相を吉と判断したのであって、判断はこの答申しかありえない。不可という答申は存在しないのであり、別の原理・方法によって既に決められた平安京の地に、いわば生命を与えるための“見立て”をするのが本当の使命であった。

さらにいえば、「簠簋内伝」のいう東に「無流水則柳九本」を植え、それは柳が水辺の木だからといい、南の朱雀の相応する「無沢畔則桐七本」を植え、それは桐が「鳳凰住栖巢」だからであり、西の白虎の大道が無いとき代わりに「則梅八本」を植えるのは「梅者虎棲居」だからで、同じように北の山に関して「無山峰則槐六本」と、槐が「山頭莊木」だからなのだという。各々が木によって代行、見立てられており、それぞれの四方に該当する地形が存在するかどうかは問題外なのであり、どう見立てるかが四神相応の実態であったとあってよい。

## 6. おわりに

以上、平安京の四神相応についてを主たる課題として考察してきた。導かれた結論は、①平安京の地の選定・決定に際して四神相応思想は影響していない、②しかし、建設されたしかるべき後世に四神相応との“見立て”がなされた、の二点である。ある特定の土地を他から切り離して選定・決定し、そこに平安京を営む際に、何らかの原理によって設計図が引かれたことは疑いない。その時に四神相応思想が影響したということは、史料的には確認することができないわけで、したがって、さらには風水思想と平安京ないし日本古代宮都との関係を強調することも適切ではないことになる。

ただし、これは四神相応思想が平安京と関係していないということではない。都市平安京に生きていく人々は、その生まれ、暮らし、死んでゆく場に、それにふさわしい生命力を求めた。現実の都市としての平安京・京都は、筆者のそれをも含めて最近の歴史学がさまざまに明らかにしているように、よごれと乱れの社会であった。

しかし、それは、汚く、また荒廃しているということではない。人の生きている、生命力のある都市というのはそういうものであり、したがって人々はそこに求めて得られぬ理想の都市像を観念として創出するわけで、たとえば「源氏物語」が多くの同時代の支持を得たのは、その描く社会が現実には存在しないものだったからである。「源氏物語」を読むことによって人々は、疑似体験としての華麗な貴族社会のなかに身を置いた。実際は、平安京に一步でも踏み出せば、そこは糞尿と病者・死人のいるよごれた都市だった。

それは庶民・市民とて変わりはなかったのだが、そうした現実の社会を元気に生きるための、文字どおりに思想が、四神相応であった。そこにある平安京・京都に四神を見立て、自分たちの街に生命力をもたせ、そこに住んでいることに納得したのである。そういうことで四神相応思想は都市平安京にとって重要な意味を持ちこそすれ、けっして軽視してよいものではない。宮都平安京の設計の問題と、そこに生きる人々の思想とは、あくまで別ものである。

(いのうえ・みつお＝当センター理事・京都産業大学文化学部教授)

注1 牧尾良海氏「風水思想における四神について」(『東方宗教』40)

なお風水思想一般については村山智順氏『朝鮮の風水』に詳細な叙述がある。

注2 郭璞「古本葬経」(『欽定古今圖書集成』ほか所収)

注3 渡辺欣雄氏『風水論集』序論

注4 Johann Jakob Maria de Groot『The Religious System of China』、邦訳牧尾良海氏『中国の風水思想—古代地相術のバラード—』



- 注5 牧尾氏注4 訳書「述語解説」
- 注6 斎藤 忠氏『日本古代遺跡の研究』総説編「墳墓の研究」
- 注7 渡辺欣雄氏『風水・気の景観地理学』
- 注8 たとえば都出比呂志氏「前方後円墳出現期の社会」(『考古学研究』26-3)、近藤義郎氏「前方後円墳の誕生」(『日本考古学』6所収)など。
- 注9 有光教一氏「高句麗壁画古墳の四神図」(『壁画古墳高松塚』所収)。なお、町田 章氏『古代東アジアの装飾墓』、東 潮氏・田中俊明氏『高句麗の歴史と遺跡』参照。
- 注10 和田 萃氏「四神図の系譜」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第80集所収)
- 注11 注9 町田氏前掲書
- 注12 渡辺欣雄氏『風水思想と東アジア』
- 注13 「性霊集」巻2
- 注14 注1 牧尾氏前掲論文
- 注15 「木幡寺鐘銘並序」(『政事要略』巻29所収)
- 注16 宇治市木幡。なお宮内庁書陵部編『陵墓要覧』(昭和49年版)には17陵3墓が比定されている。
- 注17 山下克明氏『平安時代の宗教文化と陰陽道』
- 注18 「吾妻鏡」嘉禄元年10月19日条
- 注19 同10月20日条
- 注20 注1 牧尾氏前掲論文
- 注21 「続日本紀」和銅元年2月戊寅条
- 注22 新日本古典文学大系『続日本紀』1の頭注。
- 注23 諸橋轍次氏『大漢和辞典』ほか。
- 注24 注22の補注ほか。
- 注25 拙稿「平安京と風水」(『日本社会の史的構造』所収)
- 注26 「日本書紀」天武天皇13年2月庚辰条
- 注27 たとえば「日本書紀」天武天皇13年3月朔条など。
- 注28 「平家物語」巻5、都遷り
- 注29 黄永融氏『風水都市』
- 注30 注29 黄氏前掲書
- 注31 「簞篋内伝」巻4
- 注32 「日本紀略」延暦13年10月丁卯条
- 注33 「日本紀略」延暦13年11月丁丑条
- 注34 岸俊男氏『日本の古代宮都』
- 注35 「日本紀略」延暦12年正月甲午条
- 注36 「元亨釈書」賢璟段
- 注37 「濫觴抄」